

公的統計の整備に関する基本的な計画事項への対応関係 ～基本価格表示による産業連関表の作成に係る主な課題～

本資料は、公的統計基本計画（第Ⅱ期）に盛り込まれた基本価格表の検討を進めるに当たり、今までの経緯・課題などを示すもの。

1 基本価格とは何か。

- 「基本価格」とは、税込の取引額から間接税を抜き、補助金を加えたもの

$$\text{基本価格} = \text{税込の取引額} - \text{間接税}^{(注)} + \text{補助金}$$

- 一方、現在の産業連関表は、「税込」とするほか、経常補助金を粗付加価値部門の行部門として一括控除している。

(注) 基本価格表とは、消費税だけでなく、例えば、酒税やたばこ税といった「生産物に課される税」についても控除するものであるが、間接税ベクトルが0になるわけではなく、固定資産税などのような「生産物に課されない税」については、引き続き、間接税ベクトルに残る。

【公的統計基本計画（第Ⅱ期）】(H26.3.25閣議決定／抄)

間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）での実現を目指す。

2 なぜ、基本価格表が必要とされるのか。

(1) 国際比較上の必要性

税率や補助金の制度が異なる諸外国の経済規模や産業構造を、同じ水準で比較。（国際的にはこの方法が標準的）

(2) 税率変更に伴う影響の排除

税率が変更されることに伴い、統計上表される経済規模が、実質的な経済規模の変動とは別の要因で変化することを排除し、経済の純粋な大きさを表示。

(注) 実際の取引は税込で行われ波及効果分析を行う観点もあり、税込表も必要。

3 今までの検討状況

(1) 公的統計基本計画（第Ⅰ期）等

基本価格表の作成については、公的統計基本計画（第Ⅰ期）において課題として盛り込まれたことを受け、平成22年度に、産業連関技術会議の助言を受けつつ試算がなされた（平成17年表のデータを利用）。

【公的統計基本計画（第Ⅰ期）】（H21.3.13閣議決定／抄）

間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成に向けて検討する。

なお、ここに至るまで、総務省における税抜き表の検討や、有識者における基本価格の試算がなされている。

(2) 試算方法

試算の大まかな流れは次のとおり。（詳細は、**参考資料**のとおり）

- ① 取引基本表（生産者価格：a）を用いて、次のマトリックスを個別に推計
 - ・消費税（課税品目の取引については、各取引額（取引基本表の各マス目の金額）から一律5%で控除する。）（b）
 - ・消費税以外の間接税（c）
 - ・補助金（d）
- ② ①で作成したマトリックスを用いて、「 $a - b - c + d$ 」により、基本価格表を作成

(3) 試算結果

基本価格表を推計する上では、消費税の推計が最も大きな課題になるが、試算の結果、消費税の推計納税額が約13兆円となり、国税庁から提供されたデータから推計した納税額約9.4兆円との間に、3.6兆円（38%）もの乖離（過大推計）が生じた。（これは、過去の試算もほぼ同様。前回の試算ではこの比率により消費税額を調整したものの推計）

そのため、十分な精度を確保できないと判断し、基本価格表は実現せず。

〔乖離の原因〕

- ・取引額の中には、課税業者だけでなく、免税業者（納税を要しない一方、仕入控除ができない事業者）の取引額も含まれているところ、両者の取引を区分して把握できない。
- ・医療サービスのよう、課税（自由診療）と非課税（保険適用）が混在している部門があるが、その内訳までは分からない。

(4) 課題

ア 消費税マトリックスの作成に係る課題

① 免税業者や簡易課税業者の扱い

課税品目については、各セルの取引額の中に、5%の消費税が含まれているという前提で推計せざるを得なかったところであるが、取引額の中には、課税業者だけでなく、納税が免

除される免税業者、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる簡易課税業者の取引額も含まれている。

② 自家生産・自家消費品の扱い

産業連関表では、自家生産・自家消費品のうち、一貫工程における銑鉄と粗鋼のように、ただちに次の生産工程で消費されるものであっても投入・産出構造が異なる場合には、原則としてそれぞれの商品ごとに分離して、生産額を計上している。

自家生産・自家消費品に係る生産額には消費税は含まないと考えられることから、何らかの調整が必要である。

③ 消費税については、

「売上に係る消費税」－「仕入に係る消費税」＝「納税額」

という関係があるが、現状においては、納税額（厳密には事業者が払った納税総額と事業者が受けた還付総額を得て、納税総額－還付総額で推計）のデータしか得られていない。

基本価格表を作成するためには、「売上に係る消費税額」又は「仕入に係る消費税額」が必要と考えられるところ、これらのデータがない。

イ 間接税（消費税以外）マトリックスの作成に係る課題

① 配分方法

試算では、間接税額を産業連関表の国産品の産出構造を用いて、行方向に配分したが、企業内取引や免税取引には配分しない等、実態に即した配分方法を検討する必要がある。

② 特定の部門との対応付けが困難な間接税の扱い

特定の部門との対応付けが困難な間接税について、どのように産業連関表の部門と対応付けを行い、間接税を配分するか（どの部門には配分しないか）検討する必要がある。

ウ 補助金マトリックスの作成に係る課題

○ 配分方法

試算においては、産業連関表の産出構造を用いて、行方向に配分したが、企業内取引分を除く等、実態に即した配分方法を検討する必要がある。

4 公的統計基本計画（第Ⅱ期）及び基本方針

公的統計基本計画（第Ⅱ期）において、引き続き課題として盛り込まれた。

【公的統計基本計画（第Ⅱ期）】(H26. 3. 25閣議決定／抄)

第2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(1) 国民経済計算の整備

イ 国際比較可能性の向上

（前略）また、産業連関表及び国民経済計算における基本価格表示の対応については、間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえ検討する必要があるとあり、当該検討結果を踏まえて、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）での実現を目指す。

〔別表〕			
項目	具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
イ 国際比較可能性の向上	◎ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次々回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。	産業連関表作成府 省庁、内閣府	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。

また、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針」（平成28年3月18日産業連関部局長会議決定でも、

- ① 基本価格表示による産業連関表の作成に向けた検討
基本価格表示による産業連関表については、推計に必要な一次統計資料の新たな収集も含め、その試算等作成方法、精度等の検討を行う。

5 今後の課題（特に消費税額の推計について）

- 基本価格表を推計する上で大きな課題である消費税の推計、特に各投入に占める税額の推計（税率8%分を乗じるのは過大）
- 基礎資料の課題（以下の活用を想定）
 - ・ 国税庁資料 企業業種別×売上高階級別×法人・個人別 年度納税額・還付額
 - ・ 経済センサス活動調査 売上・費用について税抜・込を把握した上で、税抜分は税込調整を行い集計は税込で統一

特に経済センサス活動調査は産業別売上高や直接輸出額（製造業）を把握していることから課税状況を調査票情報からある程度推計可能。（ただし輸出額は製造業の直接輸出の出荷割合のみ）
- 推計方法の課題

経済センサスを用いて売上・費用の税抜表を直接推計する方法（経済センサスでは副業分が粗い推計になることの課題）と、これまでの試算と同様に税込表から各投入に占める税額を推計して控除する方法（税額が過大になる傾向）がある。

⇒ 今回は過去と同様に基本分類別に推計しつつ、主要な一次統計である国税庁の基礎資料が企業産業大分類程度であることから、その精度を確認しつつ、大分類又は中分類における参考計数作成を目指す。